

ラムサール条約と 条約湿地

湿地の恵み・豊かな暮らし



湿地と豊かなくらし

湿地は、「水の惑星＝地球」を支える、水の生態系といわれています。そこは多様な生命がすみ、私たちに豊かな恵みを与えてくれます。

日本は、古事記にも「豊葦原瑞穗國（とよあしはらみずほのくに）」とあるように、古来よりヨシが生い茂り豊かな稻穂が実る国として栄えてきました。

今、この豊かな恵みを与えてくれる湿地を、未来に引き継ぐために、これらの恵みを見直し、賢明な利用と保全を進めていくことが必要となっています。

地域の特産物や産業を育てます

海や湖沼、川、水田などの湿地から、ワカサギ、ハゼ、カキ、ウニ、コンブなどの水産物や、米、レンコン、わさびなどの農産物を得ています。

湿地は、豊かな恵みを通じて、地域の産業を育て、地域経済を活性化しています。



特産物や産業

豊かな
くらし

心と知恵

ワカメとり

与えてくれる財産です

地域をいかした観光を育てます

湿原や河川、湖沼、干潟、サンゴ礁、カルスト台地などの湿地には、多くの観光客が訪れ、ハイキング、バードウォッチング、カヌーハイク、ハンティング、釣り、ダイビングなどを楽しんでいます。湿地は、地域の観光産業を育て、地域経済を潤しています。



ハクチョウ(ウトナイ湖)



カヌーハイク(別海沼牛川)



赤地・アンケンゾウ(大泊・豊浦町)



ホースハイク

観光 (エコツアー)

地域を大切にする 心と知恵を育てます

花の咲く湿原、稲穂のゆれる水田、マングローブ林、水鳥の舞う干潟など、湿地は、心を和ませ、生きものたちのつながり、保全や産業への活用に努めている人々の姿を教えてくれます。

湿地は、環境学習・教育・研究の生きた教材、舞台として、心や知恵を育てています。



環境学習



鳥の調査



鳥の調査会



干潟の観察会

ラムサール条約

湿地の保全

ラムサール条約とは

1971年、イランのカスピ海湖畔の町ラムサールで、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されました。これが「ラムサール条約」です。

現在、世界で144ヶ国が加入しています(平成16年12月末現在)。日本は、1980年にラムサール条約に加入しました。



水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。



ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(wise use:ワイズユース)」を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することです。



ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報の交換、教育、普及啓発活動(CEPA—Communication, Education and Public Awareness)を進めることを決議しています。

保全・再生

賢明な利用



交流・学習



マングローブ林



と賢明な利用を進める条約です



ラムサール条約湿地とは

条約に加入する国々は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準にそって「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録します。これがいわゆる「ラムサール条約湿地」です。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、水田、ため池、水路、ダム湖、汽水湖、河川、遊水池、塩性湿地、湧水地、地下水系、カルスト台地、ツンドラ、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。

世界には、1,401ヶ所のラムサール条約湿地があります。

(平成16年12月末現在)

国際的な基準は次のとおり定められています。

基準1：特定の生物地理区を代表するタイプや固有のタイプの湿地、または希少なタイプの湿地。

基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地。

基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地。

基準8：魚類の食料源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

注) 魚類：魚、エビ・カニ・貝類

日本での登録条件とは

日本は、次の条件を満たしている湿地を登録しています。

1. 国際的に重要な湿地であること（上記8つの基準のいずれかに該当すること）
2. 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
3. 地元住民などの登録への賛意が得られること

■ 日本で既に登録されているラムサール条約湿地は全国で13ヶ所です。（平成16年12月現在）

湿地の登録



■ラムサール条約締約国
●ラムサール(イラン)
■グラン(スイス、ラムサール条約事務局所在地)

ラムサール条約締約国会議

ラムサール条約に加入している国のこと、締約国といいます。ラムサール条約では、およそ3年ごとに、締約国が集って、締約国会議が開かれます。締約国会議には地域やNGOの人々も参加し、各国の湿地の現状、保全の取り組み、今後の計画について話し合い、情報を交換します。

ラムサール条約の事務局は、スイスのグランに置かれています。



2002年にスペイン・バレンシアで開催された第8回締約国会議会場



ラムサール条約湿地に登録されると、地元にとって何か得になることがありますか？



はい、多くのメリットがあります。

「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外から注目されます。例えば国際会議などの開催により注目を集めたり、学校教育や地域の生涯学習、あるいはレクリエーションや観光の対象として活用されます。また、地域の水産物、農産物に、ラムサール条約湿地の自然環境に支えられた特産品として、ラムサール・ブランドという付加価値が付くことも期待されます。

国際協力・交流

湿地の登録を進めよう！

1

美しい湿地、生き物が豊かな湿地を発見し、調べる

1) 発見 2) 調査 3) イメージを持とう



2

地域で人々の合意を作る

1) 登録後のシミュレーション
2) 住民、農林漁業者などの間での合意形成
3) 自治体での意思決定



3

都道府県、市町村から政府(環境省)に要請



ラムサール条約湿地になると新たな規制があるのですか？

いいえ、ありません。

ラムサール条約は各締約国に、それぞれの国内法によって条約湿地を保全し、管理することを求めていました。日本では、ラムサール条約に登録される湿地は、あらかじめ、国指定鳥獣保護区の特別保護地区、あるいは国立公園または国定公園に指定されて、保全、管理されていますので、ラムサール条約湿地となることで、新たな規制は発生しません。国内法に基づく、ラムサール条約湿地の一層の保全や賛同的な利用の推進が期待されます。



ラムサール条約湿地になつても潮干狩りはできますか？



もちろんできます。

よくある質問

ネットワークへの参加です

6

国内外とのネットワーク活動



5

ラムサール条約事務局が
登録簿に掲載



4

ラムサール条約事務局へ通知

ラムサール条約湿地になると…

- 湿地の賢明な利用と保全の議論や取り組みが活発化します。ラムサール条約湿地になると、国際的に重要な湿地であることの情報発信などを通じて、地域の自然について、国内外の人々に関心を持ってもらうことができます。また、地域の人々が、身近な湿地や自然環境の重要性に気づき、地域を誇りに思うことができます。
- 既に登録されている湿地では、そこで国際会議やシンポジウム、ワークショップを開催して、世界からの注目を集めている例があります。
- 日本と海外のラムサール条約湿地の間で姉妹湿地の提携が結ばれるなど、地域の人々の交流や、渡り鳥の保護にかかわる技術や情報の交換が行われます。
- 湿地の保全とその賢明な利用は、途上国においても重要な課題です。ある地方公共団体は、JICA(日本国際協力機構)と提携して、途上国の湿地保全の取り組みを支持するため、各種の湿地保全に関する研修を運営しています。研修プログラムが実施されている地域では、地域の人々と研修員の国際交流も盛んです。
- 日本では、ラムサール条約湿地を持つ市町村間の情報交換や協力などの場として、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」があります。市町村によっては、湿地の保全管理などの研修事業や条約関連事業への協力をを行い、地域レベルの湿地保全活動を進めています。



ラムサール条約湿地に登録されると、
国が土地を買い上げてくれますか？



国指定鳥獣保護区特別保護地区等では、国による買
い上げ制度がありますが、予算の関係上、すべてを國
が買い上げることは難しい課題です。湿地の保全と賢
明な利用について、よりよい形を関係者の皆さんと一緒に
考えていきたいと思います。



ラムサール条約湿地になつても、
ナリ、モズク、アサリ、ホタテ、エビ・カニ漁
などはこれまで通りできますか？



規制されることはありません。
かえってラムサール条約というブランドがつくかもしれません。



ラムサール条約湿地になって、野生生物の
保護をするのはいいことですが、鳥やけもの
が増えて、農業や漁業の被害が大きくなる
ことはありませんか？



鳥獣が被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。
ラムサール条約は登録湿地の賢明な利用を目指しており、人と野生鳥
獣との共生を大切にしています。適切な保全管理により、生態系のバ
ランスがとれて、魚種や漁獲量が増えた例もあります。



ラムサール条約湿地になると、漁場の
番屋とか農作業小屋とかを
すぐに建てられなくなるのですか？



そのようなことはありません。

左記にもありますように、ラムサール条約湿地になつても新たな
規制はありませんし、国指定鳥獣保護区であつてもそのような
小規模な建物については許可は必要ありません。

日本のラムサール条約湿地

(平成16年12月現在)



①クッチャロ湖 1989年7月 1,607ha



②霧多布湿原 1993年6月 2,504ha



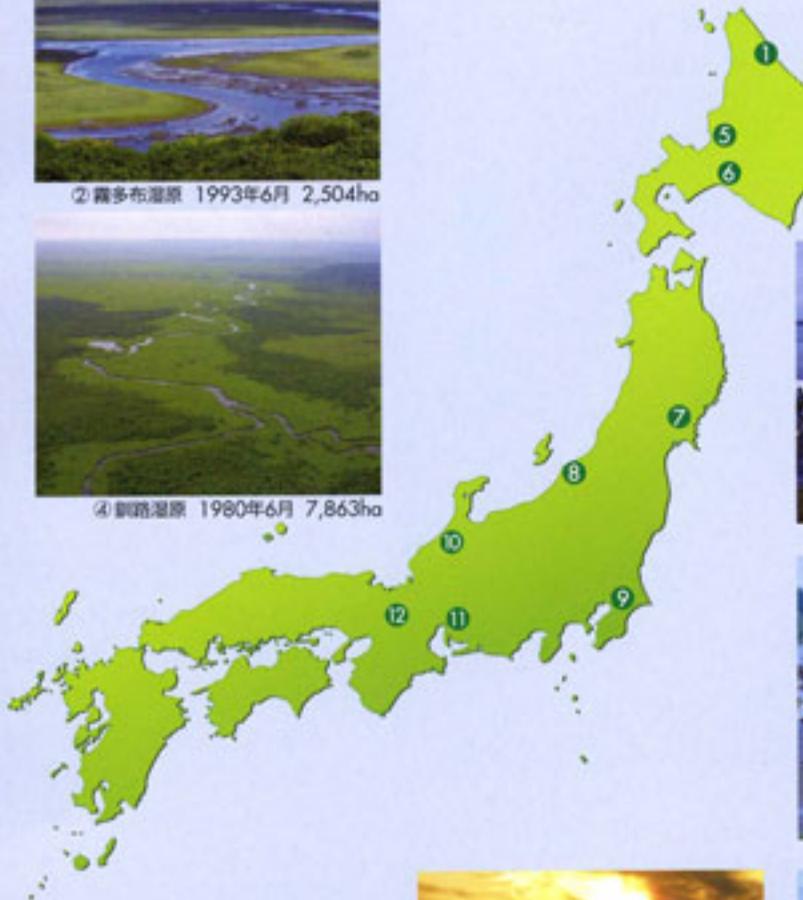
③摩周湖・別寒涅牛湿原 1993年6月 4,896ha



④釧路湿原 1980年6月 7,863ha



⑤宮崎沼 2002年11月 41ha



⑥ウトナイ湖 1991年12月 510ha



⑦伊豆沼・内港 1985年9月 559ha



⑩佐渡 1996年3月 76ha



⑨谷津干潟 1993年6月 40ha



⑩片野幌池 1993年6月 10ha



⑪薩前干潟 2002年11月 323ha



⑫琵琶湖 1993年6月 65,602ha



⑬琵琶湖 1999年5月 58ha

(年月は登録年月)

発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-8283 FAX:03-3581-7090 メールアドレス:shizen_yasei@env.go.jp

編集

特定非営利活動法人 日本国際湿地保全連合 〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-5-3 アクセス西新宿401

TEL: 03-5332-3362 FAX: 03-5332-3364

協力・写真提供者

大塚高雄、岡本洋典、角野康郎、工藤孝浩、三条光司、鈴木孝男、太齋彰浩、花田正孝、風呂田利夫、

釧路国際ウェットランドセンター、(財)世界自然保護基金(WWFジャパン)、(財)日本鳥類保護連盟、(財)日本野鳥の会、

(社)全日本狩猟俱楽部、(社)大日本獵友会、日本雁を保護する会、日本湿地ネットワーク、日本白鳥の会、水生生物保全研究会、

浜頓別町、美唄市、浜中町、厚岸町、厚岸水鳥観察館、釧路市、苦小牧市、若柳町、新潟市、習志野市、加賀市、名古屋市、

湖北町、新旭町、山口県、秋芳町、那覇市、漫灘水鳥湿地センター(敬称略、順不同)

印刷

文化堂印刷株式会社

禁無断転載 05.06

この印刷物は再生紙を使用しています